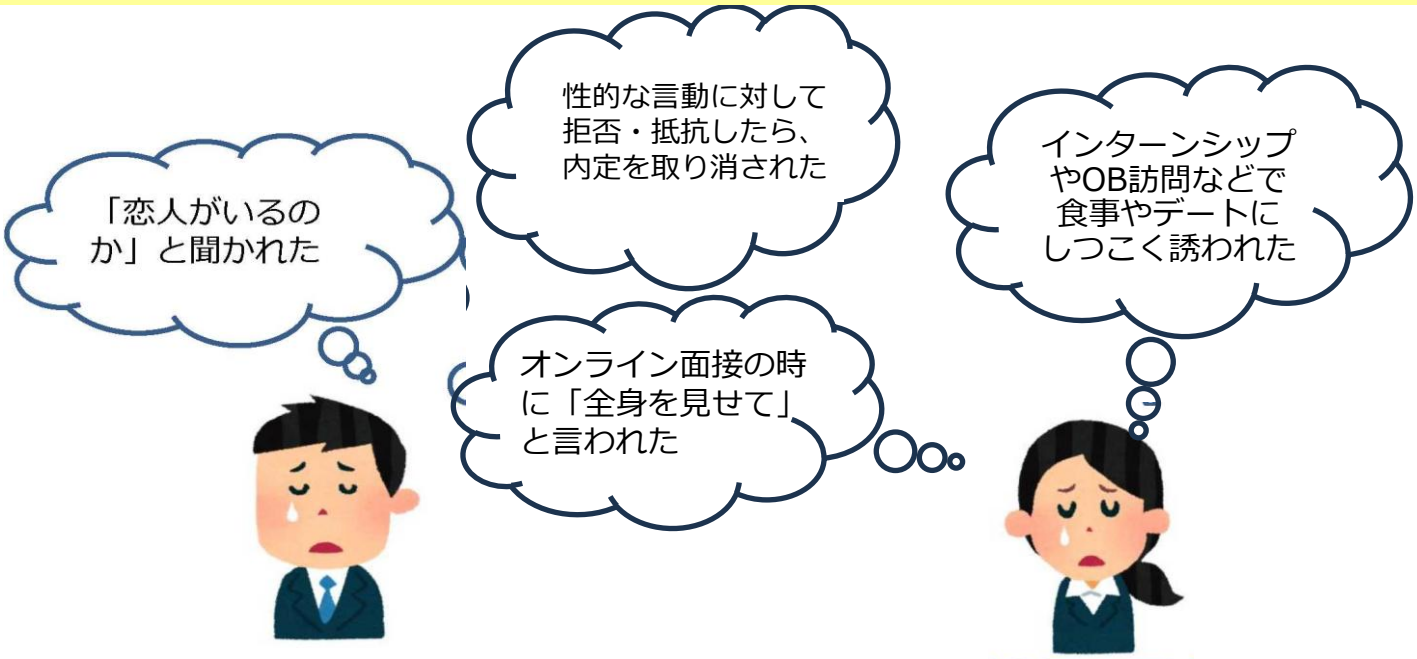
就職活動中の学生のみなさまへ

セクシュアルハラスメント等に関する悩みは奈良労働局 が無料 で サ ポ ー ト し ま す！



このような場合は、奈良労働局又は勤務先を管轄する労働局へご相談ください https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

2026年10月１日から
就職活動中の学生やインターンシップ生等に対するセクハラ対策が義務化されました。

求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対してもセクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
・面談等を行う際のルール（求職活動等に関するルール）の明確化と周知・啓発
・相談体制の整備・周知
・発生後の迅速かつ適切な対応（例:相談への対応、被害者への謝罪等）

R8年10月

求職者等のみなさん、ハラスメントから自分を守ろう！！

まずは「求職者等セクハラ」について知ること、そして早期相談を！！

ハラスメントで困っていませんか？

採用担当者との食事や飲酒、密室での面談、個人携帯メール等でのやりとりは避ける。

過去には採用担当者が食事や飲酒の強要、個室での1対1の面談を求める行為、個人の携帯メールやLINE等で連絡を入れてくるということがありました。このような不適切な要求等に応じる必要はありません。（多くの企業では、1人の社員が求職者の合否判定を決定するのではなく、複数の担当者が採用面接等に対応しています。）

早い段階で相談を！

OB･OG訪問を含めて、求職活動等の際に、これはハラスメントではないかと思ったら、自身の安全を守るためにも1人で抱え込まず、まずは企業の相談窓口や所属大学のキャリアセンターに相談しましょう。
求職者等セクハラについては、令和8年10月1日より相談窓口の案内をすることが企業に義務付けられます。相談しても解決しないときや相談できないときは奈良労働局雇用環境・・均等室にも相談できます。

ハラスメントに関するお悩みは奈良労働局にぜひご相談を

求職者等セクハラ防止のための事業主への指導
求職者等セクハラについてのトラブルの解決援助等

求職者等セクハラに関するご相談は奈良労働局雇用環境・均等室にご相談ください（大学のキャリアセンターの担当者と一緒にご相談していただくことも可能です）。
相談内容等に応じて雇用環境・均等室は上記の対応を行います。



求職者等セクハラに関するご相談はお近くの都道府県労働局雇用環境・均等室へ
開庁時間　8時30分～17時15分
（土・日・祝日　年末年始除く）